

○共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱

平成19年3月30日

上下水道局告示第8号

改正 平成22年3月31日上下水道局告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市水道事業給水条例(昭和34年条例第46号)第24条第5項の規定に基づき、共同住宅等における各戸検針並びに水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の徴収の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から受水槽への注水口までをいう。
- (2) 使用者 共同住宅等に入居し、受水槽以下の給水設備による水道使用者をいう。
- (3) 親メーター 専用給水装置に水道事業及び公共下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)が設置した水道メーターをいう。
- (4) 各戸メーター 受水槽以下の給水設備に所有者が設置した使用者ごとの水道メーターをいう。
- (5) 各戸検針 各戸メーターの水道料金等の算出をするためのメーター点検をいう。

(適用要件)

第3条 この要綱は、次に掲げる要件をすべて満たす共同住宅等について適用する。

- (1) 建物が3階建以上で、受水槽の設備を設け、独立した生計を営む2世帯以上が主として家事用に使用するものであること。
- (2) 各戸メーターは、計量法(平成4年法律第51号)に適合する水道メーターであること。
- (3) 受水槽以下の給水設備の構造が、管理者が別に定める基準に適合していること。
- (4) 建物の1階に設けた集中検針盤による遠隔測定方式により検針することができ、その近くに使用者全員の集中郵便受箱が設置されていること。
- (5) 各使用者への給水を個別に停止できる構造を備えていること。
- (6) 管理者が検針及び給水停止を行う場合は、必要に応じて各戸メーター設置場所まで立ち入り可能な建物であること。
- (7) 店舗、事務所その他家事用以外の用途部分(以下「店舗等」という。)を併設す

る場合においては、店舗等の延べ床面積が、建物の延べ床面積の2分の1を上回らないこと。

(申請)

第4条 各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを受けようとする者は、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(審査等)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、第3条に定める要件について審査を行い、改善等の必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができるものとする。

(契約の締結)

第6条 管理者は、前条の規定による審査の結果、要件に適合すると認めたときは、給水装置の所有者と別に定める契約書により契約を締結するものとする。ただし、当該共同住宅等が分譲の場合は、受水槽を経由して水道を使用する者の団体(以下「管理組合等」という。)の代表者と契約を締結することができる。

(水道料金等の算出及び徴収等)

第7条 管理者は、前条の規定により各戸検針等を行う契約をした場合には、各使用者が専用給水装置によりメーター口径13mmの給水契約を締結したものとみなして水道料金等を算出し、徴収する。

(漏水修理の義務)

第8条 所有者、区分所有者、管理組合等(以下「所有者等」という。)は、親メーター以下において漏水があった場合には、管理者の指示に基づき、自らの負担により速やかに修理工事を実施しなければならない。

(親メーターと各戸メーターの差水量にかかる水道料金等)

第9条 管理者は、親メーターの使用水量から各戸メーターの使用水量の総和を差し引いた水量が、親メーターの使用水量の8%を超えたときは、その差水量にかかる水道料金等を所有者等から徴収することができる。

(各戸メーターの取替義務)

第10条 所有者等は、各戸メーターの検定期間満了又は故障等の場合には、管理者の指示に基づき、自らの負担により速やかに各戸メーターの取替えを行わなければならない。

2 所有者等は、前項の規定に基づき各戸メーターの取替えを行ったときは、各戸メーター

取替報告書（様式第2号）により、速やかに管理者に報告しなければならない。

（管理責任者の選任）

第11条 所有者等は、各戸検針等に関する事項を処理するため、管理責任者を選任し、管理責任者選任・変更届（様式第3号）により管理者に届け出なければならない。管理責任者に変更があったときも同様とする。

（届出の義務）

第12条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- （1） 給水装置の所有者等に変更があったとき。
- （2） 受水槽以下の給水設備の増設、改造、撤去工事等を行うとき。
- （3） 受水槽・高架水槽等を清掃するとき。

（水道の使用開始、中止の申込み等）

第13条 使用者は、水道の使用を開始するとき、又は中止するときは、管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、前項の規定を使用者に周知徹底しなければならない。

（施錠装置付共同住宅等）

第14条 所有者等は、各戸検針等を受けようとする共同住宅等が、当該共同住宅等の内部と外部が施錠装置の付いた扉等で仕切られているものである場合は、各戸検針及び各戸徴収業務の円滑な運用のため、施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。施錠装置の解除方法に変更があったときも同様とする。

（所有者等の協力義務）

第15条 所有者等及び管理責任者は、この要綱に定める事項を円滑に処理するために、管理者が必要とする事項に協力しなければならない。

（権利義務の承継）

第16条 第6条の規定による契約締結後において、売買その他の理由によって所有者等に変更があったときは、この契約に基づく権利義務は全て新たな所有者等に承継されるものとし、変更前の所有者等は、新たな所有者等に対して契約内容を引き継がなければならない。

（契約の解除等）

第17条 管理者は、次に掲げる場合には、是正勧告書（様式第5号）により契約の相手方

に勧告をし、勧告をしてもなお是正しないときは、契約を解除することができる。

(1) 当該共同住宅等が第3条に規定する適用要件を満たさなくなったとき。

(2) 所有者等がこの要綱又は契約に定める義務を履行しないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者等又は使用者に損害が生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを受けている共同住宅等については、この告示の規定は、適用しない。

附 則 (平成22年3月31日上下水道局告示第8号)

(施行期日)

この告示は、平成22年3月31日から施行する。